

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた「有望な区域」等の整理及びセントラル方式による調査対象区域の選定に向けた都道府県からの情報提供の受付について

2024年3月1日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室  
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

## 1. 情報提供依頼の趣旨

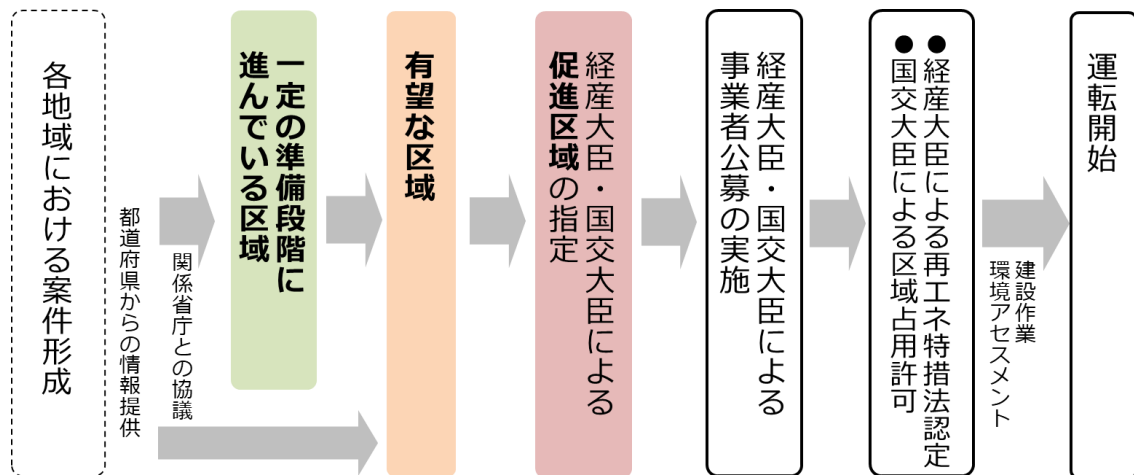
2019年4月に施行しました「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）においては、国が基本方針を定め、促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。また、2019年6月には「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を策定し、促進区域指定の考え方等を経済産業省・国土交通省より発信しているところです。

促進区域の指定にあたっては、ガイドラインに基づき、既存の文献やデータベースのほか、都道府県等から情報収集を行うこととしており、これらの情報を踏まえ、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として整理しています。

また、今後の案件形成の加速化に向けて、政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組みである「セントラル方式」を確立するとともに、2023年1月30日に「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針〔骨子〕」を提示しました。この中で、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）がセントラル方式によるサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施する旨とともに、セントラル方式で実施する調査対象区域の選定の考え方を整理しています。

これらのガイドライン及び運用方針に基づき、有望な区域の整理及びセントラル方式による調査対象区域の選定に向けた情報を収集することを目的に、今般、都道府県に対して、以下に記載する情報の提供を依頼するものです。

<促進区域指定・事業者公募のプロセスの流れ>



<セントラル方式における案件形成プロセスとサイト調査の関係>



## 2. 有望な区域に整理するための要件

各都道府県より提供された情報等に基づき、関係省庁に協議を行うとともに、有識者によって構成された中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、経済産業省及び国土交通省において有望な区域等の整理を行います。有望な区域として整理するにあたっては、以下の要件に適合しているかどうかを踏まえ判断することとなります。

<有望な区域の要件>

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

また、有望な区域には至らないものの、都道府県が協議会の設置を希望し、利害関係者との調整に着手している等、将来的に有望な区域となり得る区域については「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理します。

## 3. セントラル方式による調査対象区域の選定における必須事項及び考慮事項

各都道府県より提供された情報等に基づき、有識者によって構成された中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、経済産業省及び国土交通省において調査対象区域の選定を行います。

調査対象区域の選定にあたっては、情報提供を行う区域が「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理されている区域又はどの区域にも未整理な区域であり、都道府県がセントラル方式による調査を希望している区域を候補とします。そのうえで、以下の「必須事項」に合致していることを確認し、「考慮事項」の状況を勘案して、優先的に取り組む区域を選定します。

なお、調査の実施にあたっては調査実施年度における政府予算の成立が前提となるため、予算の状況に応じて年度毎の調査対象区域の数や調査内容等は変動が生じる場合があります。

### (1) 必須事項

- ① 対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者から、調査を実施することに対す

る理解が得られていること

- ② 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（JOGMEC法）において規定する経済産業省令（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令）に基づき、以下のいずれかに該当する地域であること
- 一. 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域 [経済的特性]
  - 二. 二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域 [社会的特性]

## (2) 考慮事項

- ① 対象区域における利害関係者の特定及び協議会を開始することに対する調整の状況  
(例えば、漁業・航路等の利害関係者のほか、関係市町村や地域における理解の状況等も参考情報として考慮する。)
- ② 対象区域において想定される出力規模
- ③ その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

## 4. 情報提供の受付期間

受付開始日 2024年3月1日(金)

最終締切日 2024年5月10日(金)

### <お問合せ先>

経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 (電話：03-3501-6623)

国土交通省港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 (電話：03-5253-8684)